### 利活用の進め方〔イメージ図〕

1. 新たな行政目的で利用する

な利活用策を公表します。

2. 十分な利活用が図られてい

ないものの、将来性を考慮し

て継続して保有すると決定した場合は、その理由を公表し

3. 将来的に利用計画があるも

のの、利用するまでに一定期

間を要する場合は、事業に支

障のない範囲で貸付けするこ

とを公表します。

ます。

ことを決定した場合は、新た

## 未利用財産

# 市有財産利活用検討委員会

【個別方針の検討】

市が利用すると判断した場合。

市が利用しないと判断した場合。

# 【売却】

対象とする財産の位置、面積等の詳細 とともに売却することを公表し、買受希 望者から「利用計画書」を提出していた だき、売却を進めます。

公共的な利用の優先について検討

#### 【入札による売却】

買受希望者が複数の 場合は、入札すること を公表します。

### 【優先して売却】

提出された利用計画 が公共的な利用目的で ある場合は、利用目的 及び売却先を公表しま す。

## 【貸付】

次の場合は貸付けすることを公表し、借受希望者 から「利用計画書」を提出していただき、貸付けを 進めます。

- ① 売却することを公表しても、買取り希望がない場合。
- ② 売却することを決定しても、課題の整理に一定期間を要する場合。
- ③ 将来的に利用計画があるものの、利用まで一定期間を要する場合。

公共的な利用の優先について検討

#### 【入札による貸付】

借受希望者が複数の 場合は、入札すること を公表します。

#### 【優先して貸付】

提出された利用計画 が公共的な利用目的で ある場合は、利用目的 及び貸付先を公表しま す。

再検証

※買受け及び借受け希望が無かった場合は再検証する。